

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に適  
たるときは、そ  
の翌日)

## 告 示

### 鳥取県告示第千二十四号

岩美町長谷入会林野整備組合組合長岩美郡岩美町大字長谷八七六番地松本益蔵から申請のあつた入会林野整備計画については、昭和四十八年十二月十一日適当と決定したので、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第六条第四項により、次のとおり告示する。

昭和四十八年十二月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 目 次

#### ◇ 告 示

入会林野整備計画の適否の決定

林業種苗法による講習会の開催

土地改良事業の認可（二件）

国有財産の用途廃止（二件）

土地の立入りの許可

土地収用法による事業の認定（二件）

都市計画事業の事業計画の変更の認可

土地区画整理事業の事業計画の変更の認可

建築基準法による道路の位置の指定

#### ◇ 人委規則

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則

県費負担教職員の休暇に関する規則の一部を改正する規則

#### ◇ 正 誤

昭和四十八年八月鳥取県告示第五百七十二号等中訂正

### 鳥取県告示第千二十五号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十一条の規定に基づき、

一 縦覧に供する書類の名称

長谷（琴引井手ノ下外三十八筆）入会林野整備計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十八年十二月二十二日から三十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取県農林部林務課及び岩美町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して三十日以内に申し出ること。

同法第十条第三項第三号イの講習会を開催するので、林業種苗法施行令（昭和四十五年政令第百九十四号）第三条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年十二月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 受講対象者

配布の目的をもつて種苗を採取し、又は育成する事業を行おうとする者

二 開催日時及び場所

|                              |                  |
|------------------------------|------------------|
| 開 催 日 時                      | 開 催 場 所          |
| 昭和四十九年一月二十二日<br>午前十時から午後五時まで | 鳥取市東町<br>県庁第八会議室 |

三 講習科目及び講習時間

- 1 種苗に関する法令 二時間
- 2 種苗の産地及び系統に関する事項 二時間
- 3 種苗の生産技術に関する事項 二時間

四 受講申込方法

所定の受講申込書に生産事業者講習手数料の額（千円）に相当する鳥取県収入証紙をはりつけて、昭和四十九年一月十六日までに、所轄地方農林振興局の長を経由して知事に提出すること。

五 携行品

筆記用具、印鑑及び昼食

鳥取県告示第千二十六号

三朝町長から申請のあつた町営土地改良（大瀬地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十八年十二月十七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十八年十二月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第千二十七号

三朝町長から申請のあつた町営土地改良（加谷地区農業用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十八年十二月十七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十八年十二月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第千二十八号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十八年十二月十五日から用途廃止した。

昭和四十八年十二月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

| 場  | 所     | 面<br>(平方メートル) | 用途 |
|--|-------|---------------|----|
| 八頭郡用瀬町大字鷹狩字アテノキ二一一番地先から同町大字鷹狩字アテノキ二二番地先まで    | 五〇・〇六 | 道路敷           |    |
| 八頭郡用瀬町大字鷹狩字アテノキ二二四番一地先から同町大字鷹狩字アテノキ二二四番一地先まで | 六八・八四 | 道路敷           |    |
| 八頭郡用瀬町大字鷹狩字口金小屋二四四番地先から同町大字鷹狩字口金小屋二四四番地先まで   | 四九・〇六 | 道路敷           |    |
| 八頭郡用瀬町大字鷹狩字口金小屋二六四番一地先から同町大字鷹狩字口金小屋二六三番一地先まで | 六一・九二 | 道路敷           |    |

鳥取県告示第千二十九号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十八年十二月十七日から用途廃止した。

昭和四十八年十二月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

| 場  | 所     | 面<br>(平方メートル) | 用途 |
|--|-------|---------------|----|
| 八頭郡智頭町大字大背字道ノ下一〇一三番二地先から同町大字大背字道ノ下一〇二〇番一地先まで | 五九・二七 | 道路敷           |    |

鳥取県告示第千三十号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第二項の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの許可をしたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和四十八年十二月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 起業者の名称  
中国電力株式会社
- 二 事業の種類  
特別高圧送電線松江倉吉線新設工事  
立ち入ろうとする土地の区域
- 三 米子市石州府、五つ分、福万、河岡、上福万、日下、尾高、石田、岡成、上泉及び新良路、西伯郡西伯町猪子路、原、小原、阿賀、与一谷、鍋倉、絹屋、西、倭、馬場、法勝寺、落合、福頼、掛相、馬佐良、鴨部、徳長、武信、道河内、伐株、能竹、賀祥、信頼、入蔵、今長、江原、金ヶ崎、久蔵、八子、定常、早田、驛牛、赤谷、大河内、二舛、常清及び金山、会見町宮前、浅井、高姫、井ノ上、御内谷、金田、市山、朝金、西原、田住、荻名、上野、鶴田及び池野、岸本町岩屋谷、板中、殿河内、大寺、遠藤、吉良、押口、岸本、岸本原、福岡、口別所、吉定、久吉、須村、半川、丸山、大原、番原、真野、清山、林ヶ原、立岩、小町、小野及び上細見、淀江町富繁、西尾原、中西尾、高井谷、稲吉、福岡及び本宮、大山町富岡、荘田、長田、清原、野田、平木、中高、神原、平、宮内、坊領、佐摩、向原、今在家、蔵岡、原、畑、別所、三坂、赤松、一ノ谷、大谷、下楨原及び香取、名和町押平、西高田、東高田、上高田、茶畑、下大山、門前、梶原、旧奈和、栃原、傘山、上大山、手折谷、神田及び陣構、中山町庄田、林ノ峰、二本松、退休寺、高橋、報国、樋谷、荻原、関見及び羽田井、日野郡溝口町藤屋、須鎌、船越、福吉、福島、三部、勘部、父原、古市、荘、中祖、宮原、谷川、溝口、宇代、長山、大江、上野、大平原、二部、間地、上ノ名、森脇、畑中、山崎、池田及び焼杉、東伯郡赤碕町平田平、山川木地、大父木地、山川、大父、高岡

及び上中村、東伯町小田股、赤松、福永、野田、原、今田、杉地、古長、別宮、井滝、下見、新田、三本杉、八反田、宮場、矢下及び上法万、大栄町西高尾及び東高尾、関金町松河原、大鳥居、金屋、関金宿及び安歩、三朝町恩鳥、牧、湯谷、今泉、若宮、本泉、森、大瀬、横手及び山田、東郷町十万寺、羽衣石、埴見及び佐美並びに倉吉市河来見、二子、上大立、松尾、大立、横手、桜、立見、掠波、般若、服部、岡、福積、汗干、大河内、森、長谷、俣谷、中野、杉野、沢谷、福富、福本、藤井谷、横谷、仙隠、志津、尾田、生竹、耳、中田、若土、福山、石塚、住吉、上古川、藏内、広瀬、岩倉、菅原、大宮、東鴨、下大江、富海、円谷、米田、駄経寺、下田中、大原、栗尾、上余戸、八屋、伊木及び下余戸

四 立ち入ろうとする期間  
昭和四十九年一月五日から昭和四十九年十二月三十一日まで

鳥取県告示第千三十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき、事業の認定としたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年十二月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 起業者の名称

鳥取市

二 事業の種類

鳥取市立倉田地区隣保館建設工事

三 起業地

1 収用の部分

鳥取市八坂字揚岸地内

2 使用の部分

なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

鳥取市役所

鳥取県告示第千三十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき、事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年十二月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 起業者の名称

岸本町

二 事業の種類

岸本町中央公民館建設工事

三 起業地

1 収用の部分

西伯郡岸本町吉長字上嶋の三地内

2 使用の部分

なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

岸本町役場

鳥取県告示第千三十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更の認可をしたので、同法同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年十二月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 施行者の名称

鳥取市

二 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画下水道事業 鳥取市公共下水道

三 事業施行期間

昭和四十七年二月十八日から昭和五十六年三月三十一日まで

四 事業地

鳥取市立川町四丁目、同町五丁目、吉方、吉方温泉四丁目、東品治町、今町二丁目、南町、行徳、西品治、相生町四丁目、寿町、新品治町、葉師町、江津、秋里、松並町一丁目、同町二丁目、同町三丁目、青葉町一丁目、同町二丁目、同町三丁目、田園町一丁目、同町二丁目、同町三丁目、同町四丁目、田島、幸町、天神町、扇町、富安、富安一丁目、同町二丁目、南吉方一丁目、興南町、吉成、新、大杵、卯垣、岩倉及び滝山  
地内

鳥取県告示第千三十四号

都市計画法施行法（昭和四十三年法律第百一号）第三十六条第一項の規定に基づき、同法第三十五条の規定による改正前の土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第五十五条第九項の規定の例により、鳥取都市計画鳥取駅南第二土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

昭和四十八年十二月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 土地区画整理事業の名称

鳥取都市計画鳥取駅南第二土地区画整理事業

二 事務所所在地

鳥取市尚徳町一一六番地

三 事業計画の認可の年月日

昭和四十三年七月八日

四 変更認可の年月日

昭和四十八年十二月十九日

鳥取県告示第千三十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を昭和四十八年十二月十五日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。  
昭和四十八年十二月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

|            |  |            |  |           |                                     |
|------------|--|------------|--|-----------|-------------------------------------|
| 申請人の住所及び氏名 | 鳥取市湯所町二丁目<br>一〇九<br>日ノ丸不動産<br>有限会社<br>代表取締役<br>大石 音蔵 | 道路の位置の指定場所 | 八頭郡那家町大字福本字落岩西<br>分一〇ノ一の一部、二三ノ六、<br>一〇ノ一地先水路 | 道路の幅員及び延長 | 幅員 六・〇〇<br>メートル<br>延長 八六・〇〇<br>メートル |
|------------|--|------------|--|-----------|-------------------------------------|

### 人事委員会規則

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十八年十二月二十一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

#### 鳥取県人事委員会規則第三十三号

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則

職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和三十一年十二月鳥取県人

事委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第三条第十三号を次のように改める。

十三 産後の場合 出産の日の翌日から八週間

附 則

この規則は、昭和四十九年一月一日から施行する。

県費負担教職員の休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十八年十二月二十一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

#### 鳥取県人事委員会規則第三十四号

県費負担教職員の休暇に関する規則の一部を改正する規則

県費負担教職員の休暇に関する規則（昭和三十一年十二月鳥取県人事委員会規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第十五号を次のように改める。

十五 産後の場合 出産の日の翌日から八週間

附 則

この規則は、昭和四十九年一月一日から施行する。

正 誤

一 昭和四十八年八月鳥取県告示第五百七十二号(保安林の指定について)中次の箇所<sub>に</sub>誤りがあつたので、訂正する。

頁 段 行 誤 正

二 上 二 字家向平 字家向平ヲ

二 昭和四十八年十月鳥取県告示第七百五十九号(解除予定の保安林について)中次の箇所<sub>に</sub>誤りがあつたので、訂正する。

頁 段 行 誤 正

六 下 二 字枋谷原二一の四 字枋谷原三の四